

改正

平成28年3月25日告示第57号

令和2年6月30日告示第138号

令和3年12月17日告示第165号

香取市入札参加資格者（建設工事）に係る市内業者認定基準

（趣旨）

第1条 この告示は、香取市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の建設工事部門に登録されている者（以下「入札参加資格者」という。）について、市内業者として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店等 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた「主たる営業所」をいう。
- (2) 支店等 建設業法に基づく許可を受けた「その他の営業所」をいう。
- (3) 常時契約を締結する事務所 契約の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る一連の実態的な行為を行う事務所をいう。
- (4) 市内業者 常時契約を締結する事務所として、市内に本店等又は支店等（以下「営業所」という。）を有し、かつ、次条に掲げる認定要件の全てを満たす入札参加資格者をいう。
- (5) 資格審査申請者 香取市入札参加資格審査の建設工事部門に申請を行い、審査中の者をいう。
- (6) 認定基準日 毎年度4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日をいう。

（認定要件）

第3条 市内業者として認定するに当たり必要な要件は、認定基準日において、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

- (1) 市内の営業所において市との契約締結について完結できること。
- (2) 市内の営業所における営業年数が3年以上であること。
- (3) 次に掲げる市税の納税義務を果たしていること。
 - ア 法人にあっては、市内に営業所が存在し、市に納付すべき法人市民税が発生し、かつ、完納していること。
 - イ 個人にあっては、事業主が市内に住民登録を有し、市に納付すべき市民税が発生し、かつ、完納していること。
- (4) 次に掲げる営業所としての形態を整えていること。
 - ア 事務等を執り行える事務用備品（机、椅子等）及び事務用機器が備え付けられていること。
 - イ 看板や表札により営業所の所在が明確に表示されていること。
- (5) 市内の営業所に営業活動を行う人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。
- (6) 市内の営業所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。
- (7) 市内の営業所において常時連絡がとれる体制になっていること。

（実態調査）

第4条 前条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、営業所に係る実態調査を行うものとする。

2 前項の実態調査に協力しない入札参加資格者又は資格審査申請者については、前条の要件を満たしていないものとみなす。

（改善通知等）

第5条 市長は、前条第1項の実態調査の結果、改善を要すると認められる既に市内業者として認定を受けた入札参加資格者に対し、営業所実態調査改善通知書（別記第1号様式）により改善通知を行うとともに、改善結果について営業所実態調査改善報告書（別記第2号様式。以下「改善報告書」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による改善報告書の提出を受けたときは、再度、実態調査を行い、認定要件を満たし

ているかを確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定による改善通知を行ったときは、認定要件を満たしていることを確認するまでの間は、当該入札参加資格者を市内業者として扱わないものとする。

4 前項の場合において、当該入札参加資格者は市内に地域要件を定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加することはできず、落札者であっても契約を締結することはできないものとする。

(認定の取消し)

第6条 市長は、第4条第2項の場合において、入札参加資格者が既に市内業者として認定を受けているときは、その認定を取り消すものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による改善通知を受けた入札参加資格者について、再度の実態調査の結果、認定要件を満たしていることを確認することができない場合又は市長が定める改善報告書の提出期限内に改善報告書の提出がない場合は、市内業者としての認定を取り消すものとする。

3 市長は、市内業者として認定を受けた入札参加資格者について、入札参加資格者名簿に係る登録内容の変更申請等により、当該入札参加資格者が常時契約を締結する事務所として市内に営業所を有しなくなったこと又は第3条に規定する市内業者としての認定要件を、認定基準日にかかわらず、満たさなくなったことが確認された場合は、市内業者としての認定を取り消すものとする。

4 市内業者としての認定を取り消された入札参加資格者は、市内に地域要件を定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加することはできず、落札者であっても契約を締結することはできないものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第57号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日告示第138号)

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日告示第165号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

第1号様式 (第5条第1項)

別 記

第 1 号様式 (第 5 条第 1 項)

第 号
年 月 日

(商号又は名称) 様

香取市長 印

営業所実態調査改善通知書

年 月 日に実施した貴営業所の実態調査の結果、下記のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善されるよう通知します。

なお、この通知書に基づく改善状況を、改善報告書により、下記期限までに提出してください。

記

1 改善事項

項 目	内 容

2 改善報告書の提出期限

年 月 日

3 提出先

香取市

電話

第 2 号様式 (第 5 条第 1 項)

第2号様式（第5条第1項）

年 月 日

香取市長

様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者又は氏名

営業所実態調査改善報告書

年 月 日付け 第 号で通知があった改善を要する事項につきましては、下記のとおり改善しましたので、報告します。

記

改善内容

項 目	内 容

※ 写真や書面等で確認が必要なものは、その写しを添付してください。